

★被災地等を支援する【JOSOたすけあい基金】は注文番号500253 1口500円にて毎週受け付けています。ご協力よろしくお願い致します。
★関東子ども健康調査支援基金【寄付】 注文番号:500252 1口1000円～ にて毎週受け付けています。ご協力よろしくお願い致します。
★東海第二原発差止訴訟基金【寄付】 注文番号:500251 1口500円にて毎週受け付けていますご協力お願い致します。
★JOSO脱プラ基金は注文番号:500254 1口500円にて毎週受け付けていますご協力お願い致します。

2022-23年度活動テーマ(案)「つくと食べるでつながろう ～私たちの地産地消～」

7月11日（火）東海第2原発差止訴訟 控訴審 第1回口頭弁論が行われました



東京高等裁判所101号大法廷で1回目の口頭弁論が行われました。高裁前には開始2時間前から傍聴を希望する150人以上が集まりました。組合員の皆さんにも多くのご参集をいただきありがとうございました。

門前集会では、原告や弁護士らが再稼働阻止への思いや意気込みを語りました。また、韓国から視察に来ていた福島核汚染水投棄阻止大韓民国議員団から、福島汚染水海洋投棄反対と東海第二原発差止訴訟への連帯のアピールがありました。

一般傍聴券の抽選に90人以上が参加し、抽選に当たった35人と、特別傍聴券を受け取った原告50人、マスコミ約10社が傍聴しました。法廷では、原告から相沢一正さん、花山知宏さん、大石光伸さんの3名と、弁護団からは4名の弁護士が意見陳述を行いました。原告共同代表の大石さんは事故当時、常総生協の副理事長で、事故による放射能の影響で廃業を余儀なくされた山木屋グリーン牧場や、母乳調査で無視することができない量の放射性ヨウ素が含まれていたことなど、生協や生産者、組合員、地域住民が直面した現実や苦悩を語ると共に、二度とこのようなことは繰り返してはならないと、一審判決支持を訴えました。

閉廷後の記者会見と報告集会には100人以上の参加があり、こちらも盛会となりました。傍聴できなかった方の多くも閉廷を待ってこの集会に参加されていました。

【お知らせ】

7月4回のニューズレターやHPでお知らせしていますが、常総生協でも7月28日10時から「裁判報告&決起集会@常総生協」を行います。組合員でない方も参加できますので、お誘いあわせの上お越しください。今のところお席には余裕がありますが、人数把握のため事前にお申込みいただくと助かります。

お申込み先 <https://bit.ly/3ps4UeS> (右のQRコードからも可)

※お電話でも可 0297-48-4911



2023年8月の予定

○生協基幹運営/地域活動・催し●	○提携・協同・連帯企画●
○「常総っ子応援団」ゴントで遊ぼうin流星台プレイパーク 夏休みは8/3, 8/4, 8/18, 8/19開催。時間:9時30分～13時30分 ・8/26(土)役職員研修会	・8/2(水)東海第二原発差止訴訟原告団世話人会 ・8/26(土)STOP!東海第二原発の再稼働 いばらき大集会

■はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災。続く福島第一原発事故の惨禍を目の当たりにした私たちは、「原発はもうこりごり」、「もう二度と同じ過ちを繰り返さないために、まずは地域にある老朽原発の再稼働を止めよう」と、2011年11月に茨城県知事あてに「東海第2原発廃炉」を求める署名を提出。その数、5万1,435筆（第一次集約分）。多くの組合員と地域の方々の想いが結集しました。

そして、東海第2原発再稼働差し止めを求める住民訴訟を地域に呼びかけ。常総生協が原告団事務局となり、2012年7月、224人の原告が水戸地方裁判所（水戸地裁）に提訴しました。

およそ9年に亘る水戸地裁での審理を経て、ついに2021年3月、裁判所は「避難計画に不備があり、30km圏内原告住民らについて人格権侵害の具体的危険がある」として「日本原電は東海第2発電所の原子炉を運転してはならない」と命じました。しかし、日本原電側は控訴。しかも現在は再稼働に向けた工事（2024年9月完了予定）を進めています。

そして今回、一審の水戸地裁判決が有効であることを維持するために第1回控訴審を迎えることになりました。

提訴から丸11年。原発の無い社会を求める訴えは、法廷を東京高等裁判所に移して継続します。今回、原告の一人として裁判を傍聴できたのでご報告致します。

■世界も見守る差し止め訴訟

開廷前の12:30から「門前集会」を開催。原告の皆さんの裁判にかける想いを順に語っていただきました。中でも有機農業者で常総生協組合員の魚住さんの「森里海は社会的共通資本（＝みんなのもの）です。後世にツケを残さないために

もこの裁判には勝たないとならない」という力強い言葉が印象的でした。

また、お隣り韓国からは、福島第1原発汚染水海洋投棄阻止・大韓民国国会議員団も門前に駆けつけ、「みんなの海を共にまもろう！」「一緒にがんばりましょう」とエールを頂きました。今回の裁判は、近隣の韓国も含めて世界も行方を見守る大事な裁判であることを実感しました。

■私たちの想い、裁判官へ届け！

14:30となり開廷。大法廷の100の傍聴席は満席となりました。

いよいよ意見陳述です。今回は3名の住民側原告がまっすぐに裁判官を見て、原発に対する思い、12年前の原発事故時に遭遇した時の想いを順に語りました。

●相沢一正さん：相沢さんは元・東海村の村議で、現在も東海村に住んでいます。東海第2原発が建設された約50年前からその設置許可の取り消しを求めており、今回の運転差し止め訴訟にも原告として関わっています。「原発事故が起こってしまえば、その影響は広がりや深さと時間的長さにおいて破局的結果を生むということ、この事を思うと東海第2原発は廃炉にする以外にないと思います」と力強く語ってくれました。

●花山知宏さん：花山さんは水戸市在住で、震災当時は第三子を帝王切開で出産直後。笠間市内の病院に入院していました。幼子や介護を必要とする高齢の家族を連れて、ましてや術後の避難などはかなり困難であることを切実に訴えました。そして、「かけがえの無い私たちの暮らしといのちが、国策とはいえ一企業の経済活動と天秤にかけられるのはあまりに重さが違いすぎる。最低限のセーフティーネットである避難計画ができないままに再稼働される恐れさえありますが、私たちにこれを我慢せよと言うのでしょうか？被ばくの問題は命の問題です。第一に守

るべきものは何か？あまりに無責任ではないか？これを裁判官に問いたい」と裁判官をまっすぐ見据えて語られました。

●大石光伸さん：大石さんは原告団の共同代表で、震災当時は常総生協の副理事長でした。原子炉建屋が水蒸気爆発した3/12当時の原子力安全保安院の記者会見を聞き、この地で生協を継続することは難しいのではと考え、1年後の解散も覚悟したとのこと。また、その年の3月末に育児中の組合員の母親たちに提供してもらった母乳から放射能が検出され、そのことを母親たちにどう伝えればいいのか、苦悩したこと。1988年から生産者と共に開拓してきた福島牧場「山木屋グリーン牧場」(福島第1原発から32kmの山間の牧場)も失ってしまったこと、殺処分トラックに乗せられる牛を見た時の悲しみ。裁判官に向かって、とつとつと語られました。最後に、「高裁の裁判官の皆さん、一審(水戸地裁)の判決の審理・判断を踏まえ、住民一人一人の人格権を守ると言いう視点で被告(日本原電)の控訴を棄却していただけますようお願いいたします」と結びました。

今回のポイントは、「大法廷の傍聴席を住民で埋めて、裁判官に原告住民の声と姿を見せて、被害を受ける当事者である住民の人格権の侵害について常に念頭に置いた審理を進める様強く求める」ことでした。そこで、弁護士だけではなく住民側原告の訴えも「肉声」で語っていただいたとのこと(原告団方針より)。

原告3名の皆さんの切実な訴えと満席の傍聴席からの視線も相まって、裁判官に私たちの訴えが届くことを願うばかりです。

※口頭弁論の内容やこの裁判を起こした背景などの詳細は、今回のnewsletter表紙でもご案内されています通り7/28(金)10時からの「裁判報告&決起集会」にて報告される予定です。ぜひご参加ください。

■「未来に危険を残してはならない」という決意で

今回参加した方の多くは、平日昼の開催ということもあってか、現役の若手世代というよりは人生の先輩方が多い印象でした。しかし、外気温

が35℃に迫る中でも、その方々の目を見ると「本気で原発を止めるんだ」という気迫でみなぎっていました。

参加者の皆さんでよく口にされる言葉が「私たちの世代で原発を止められなかった。次の世代の子どもたちに、同じ思いをさせてはダメだ」ということ。途方もなく大きな問題ですが「自分事」ととらえる諸先輩方の姿勢に感銘を受けた一日でした。

■3.11の経験を継承すること

他方、常総生協在職中に3.11を経験した職員が10人と、約半分以上が入れ替わっている状況でもあります。原発事故という未曾有の危機に直面した時、常総生協の職員としてどのように行動したのか、当時を知る職員は少なくなりました。組合員の皆さんも入れ替わり、また同様なのかもしれません。

また、残念ながら原子力災害は「定期的」に発生しています(1986年4月のチェルノブイリ原発事故、1999年9月の東海村のJCO臨界事故、そして2011年の福島第一原発事故)。しかも近年は、兵器としての核使用、攻撃目標としての原発をちらつかせる国も出てくる有様です。

核のない世の中と、いのちと平和を大切にする暮らし方を諦めずにみんなで考え行動し続ける一方で、また3.11と同じ状況が発生した場合に、この地域に暮らす組合員、暮らしを支える業務を担う職員や生産者が、冷静・的確に考え、行動できる様に、当時のことをまとめる作業を、職員と組合員(委員)で計画中です。その実務作業を通して、職員や組合員、生産者の間で、原発の無い社会、くらし見直しの議論も継続していきたいと思います。



(↑)東京高等裁判所門前での集会

鈴木牧場からのおたより（空ビンの回収につきてのお願い）

毎日蒸し暑い日が続きますね。

さて、こんなムシムシが続くと食品の扱いもとても気を使います。特に牛乳は栄養満点食品なので、雑菌などの侵入がないよう、衛生管理にはみんなで注意喚起しながら行っています。

みなさんが「この牛乳美味しい！」といただく鈴木牧場の牛乳は、牛の健康にこだわって作られています。だから原乳(牛から採取された直後の生乳)の菌数が一般の生乳基準よりもはるかに低いのです(一般的な牛乳が万単位に比べて百単位)。そのため、低温殺菌で皆様に提供することができます。そして環境に負荷をかけないよう瓶をリサイクル。瓶には次亜塩素酸などの薬品は使いません。瓶洗いの専属のパートさんが、予備洗いをし、洗剤でつけ置き、1本1本丁寧に手洗いし、最後に食洗器ですすぎ洗い。滅菌機を使って120℃で高温殺菌して瓶詰しています。こうした一連の手仕事。手間も時間もかけて、美味しい牛乳が出来上がります。私たちが理想とするサステナブルな取り組みには、本当に多くの労力がかかっている

のです。しかし、私たちの努力だけでは限界があります。

あらためてまして、皆様にお願ひがあります。

【瓶はきれいに洗ってお戻しください】

残ってしまった汚れはこの時期、汚れがなかなか取れず、菌の増殖を進めてしまいます。そのため、より一層の手間がかかります。

皆様が手にとる鈴木牧場の牛乳は、多くの皆様の思いやりで成り立っています。どうかご理解・ご協力のほどお願いいたします。

(石岡・鈴木牧場)



鯉淵学園のお米の農薬使用に関するご報告とお詫び（第二報）

専務理事・伊藤

いつも生協活動へのご協力とご利用に感謝申し上げます。

7月2回の本紙(newsletter)にてご報告の通り、「鯉淵学園のお米」につきて、国内では承認されているものの、常総生協では果物の一部を除いて使用禁止としておりますネオニコチノイド系農薬を2015年から使用していることが判明しました。この事態を受けまして、学園と生協で2回の協議を行いました(6/12, 7/12)。生協からは専務理事と商品部担当柿崎、学園からはセンター長、農場長、現場担当教諭の3名が出席しました。今回の原因は、まず①実務手続きの不備、②生協情報からの隔絶、そして何より、③日頃のコミュニケーション不足が生協として大いに反省するべき点でした。

対策として、①毎年の栽培歴の提出(取り急ぎは、生協から全業者・生産者に向けて、栽培歴が変更した場合には必ず生協に連絡することを再周知)、

②学園の「生産者会」への加入要請(毎週のニュース等による生協の内部方針をお知らせ)、③人的交流の活発化につきて確認しました。なお、学園に於いては常総生協に出荷する以上はネオニコチノイド系殺虫剤は使用しないこと、田んぼでの空中散布実習についても農薬の使用については配慮することで確認しました(例えば、実習時は水で代用するなど)。

今回は生協と学園両者の度重なる人事異動に起因したとは言うものの、実務確認をおろそかにしたことは、「食はいのち」をかかげる生協として断腸の思いです。

今後も学園、また学園以外の生産者とも「ネオニコチノイド系農薬をつかわない地域社会づくり」につきて協議していきたいと思ひます。

この度は大変申し訳ございませんでした。改めてお詫び申し上げます。